

別紙**「緑の募金」にかかる税制優遇のご案内**

公益社団法人 島根県緑化推進委員会
(令和2年4月現在)

公益法人制度改革に伴い、公益社団法人島根県緑化推進委員会に寄せていただく緑の募金は、寄附金として以下の税制上の優遇措置の対象となります。(当委員会への寄附金は、所得税法第78条第2項第2号に該当する寄附金として税務署から認められています。)

なお、税率等が変更される可能性がありますので最新のものをご確認ください。

<税制上の優遇措置>

税目	個人が支出した寄附金		法人が支出した寄附金
	所得税		法人税
	(A)所得控除	(B)税額控除	
内容	総所得金額、退職所得金額等から控除できます	所得税税額から控除できます	「一般の寄附金」の損金算入限度額と同額まで別枠での損金算入が認められます。
	(A)(B)のいずれかを選択できますが、(B)の方が減税効果が大いといわれています。		

1. 個人が支出した寄附金に対する税制優遇(所得税)

個人が支出した寄附金は、(A)及び(B)次のいずれかを選択できます。(B)の税額控除は、公益法人制度改革に伴い平成23年から新たに設けられた優遇措置であり、(A)の従来からある所得控除に比べ、比較的小口の寄附金支出者への減税効果が大いなのが特徴です。

(A) 寄附金控除(所得控除)

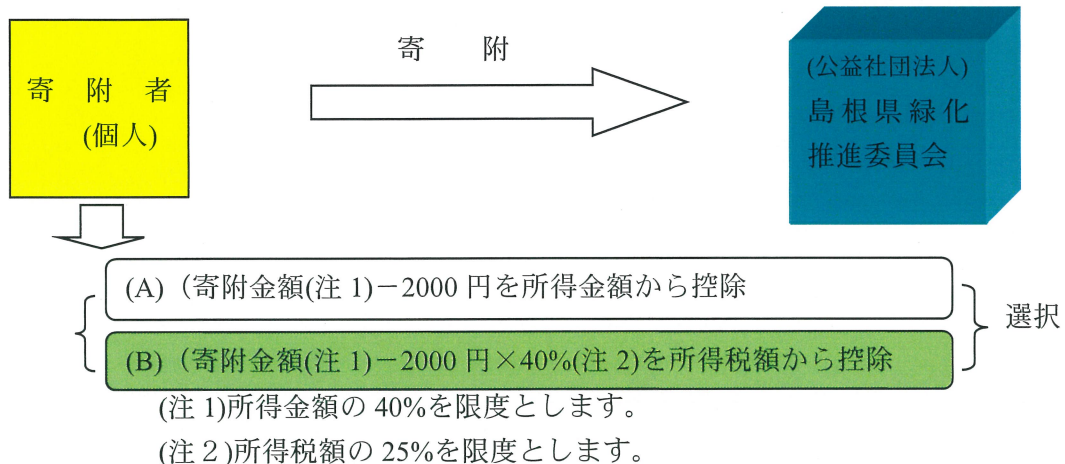
個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額(所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります(所得税法78①)。

当委員会は、平成14年2月に特定公益増進法人に認定されています。

(B) 公益社団法人等寄附金特別控除(税額控除)

個人が、一定の要件を満たす公益社団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額(原則として所得金額の40%が上限)から2,000円を控除した金額の40%相当額(その年分の所得税額の25%が上限)が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります(租税特別措置法41の18の3①)。

当委員会は、平成24年6月に税額控除制度の適用法人として認められています。



2. 個人が支出した寄附金に対する税制優遇（県民税・市町村住民税）

県や市町村が寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している寄附金を支出した場合は、県民税・市町村住民税から控除することができます。

- ・当委員会への寄附金は、県民税については控除対象となっています。
- ・市町村住民税については、条例で指定されていないため控除対象となっていない市町村があります。

- (1) 所得税の寄附金控除及び県・市町村住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告が必要です。確定申告書に寄附金受領証明書（領収書）を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。
- (2) 所得税の確定申告書を提出しない給与所得者又は年金所得者で、県・市町村住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在にお住まいの市町村へ申告してください。

3. 法人が支出した寄附金に対する税制優遇

会社などの法人が島根県緑化推進委員会に対して支出した寄付金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています。(法人税法37)

